





○議長(益谷秀次君) 次に、日本貿易振興会法案の參議院回付案を議題といたします。

日本貿易振興会法案  
右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

昭和三十三年四月二十三日

參議院議長 松野 鶴平

衆議院議長益谷秀次殿

(本院送付案に対する修正に係る  
參議院の修正に係る  
案文を掲ぐ。小字及  
びには參議院修正)

(役員の欠格条項)

国会議員、國家公務員(審議會、  
地方法團等の委員その他の職位にあ  
る者であつて、非常勤のものを除く。)、地方  
公共團體の議員又は地方公共團體の長  
若しくは常勤の職員

一、国会議員、國家公務員(審議  
會、協議會等の委員その他これ  
に準ずる地位にある者であつ  
て、非常勤のものを除く。)、地  
方公共團體の議員その他の職  
員

第十二条 次の各号の一に該当する  
者者は、役員となることができな  
い。

「成人の日」一月十五日  
國民の祝日に關する法律の一部を改正する  
法律案を議題といたします。委員長の

第十三条 通商産業大臣は、理事長、副  
理事長又は監事が前条各号の一  
に該当するに至つたときは、これ  
を解任しなければならない。

2 理事長は、理事が前条各号の一  
に該当するに至つたときは、これ  
を解任しなければならない。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

二 政黨の役員  
(役員の解任)

第三条 通商産業大臣は、理事長、副  
理事長又は監事が前条各号の一  
に該当するに至つたときは、これ  
を解任しなければならない。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

理由

この法律は、公布の日から施行する。

〔福永健司君登壇〕

建國を記念し、國を愛する心を養  
うため、國民の祝日に建國記念の日  
を加える必要がある。これが、この  
法律案を提出する理由である。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

●議員となることができない者は、これ  
に該当するに至つたときは、これ  
を解任しなければならない。

報告を求めます。内閣委員長福永健司  
君。

まず、本案の趣旨について申し上げ  
ます。昭和二十三年七月、國民の祝日  
に關する法律が制定されるに先だつ  
て、政府並びに民間において行われた

世論調査の結果によれば、建国記念日  
を設けることは國民の圧倒的な支持を  
得ていた事実があり、また、建国記念  
日を二月十一日にすることについては、  
當時両院の文化委員会において多數を  
もつて賛成されたにもかかわらず、占領  
軍の強い反対によって保留せざるを得  
なかつたときさつがあつたこと、また、  
その後、諒和条約の成立後、再び建国記  
念日を國民の祝日に加えるべきである  
との声が國民の間にはうはいとして  
起つてゐる実情にかんがみ、七十余年  
の長い國民に親しまれ祝われてきた  
國民の祝日に關する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)の一部を次のよ  
うに改正する。

稲村隆一君

〔稲村隆一君登壇〕

○稲村隆一君

私は、ただいま議題と  
なりました國民の祝日に關する法律の  
一部を改正する法律案に対し、日本社  
会党を代表して反対の意見を表明せん  
とするものであります。(拍手)

提案者の言われる、日本書紀の中に  
辛酉正月庚辰朔、天皇櫻原の宮に即  
位、この年天皇元年となすと記録され  
てゐることをもつて、神武天皇の即位  
は二千六百十八年前の辛酉の年なりと  
するがときには、今日の歴史学より見  
て全く根拠のない独断論であること  
は、多くの歴史学者の主張するところ  
であります。(拍手)

明治の初め東京帝國大學文科大學の  
教授たりしイギリス人チエンバレン  
氏は、本居宣長の古事記を翻訳し、そ  
の序文の中に、紀元節が二月十一日と  
決定した事情について述べてゐるので  
あります。すなわち、明治五年、政府  
は、歴史学者のほとんどが反対したるに  
もかかわらず、文字のない、曆のない  
神武時代を太陽暦によつて明治五年よ  
り逆算し、二千五百何十年前の二月十  
一日が神武即位の日であり、日本建国  
の日であると無理に決定し、それ以  
來、事実として少年や青年の歴史教育  
の中へ織り込まれ、そうして、人々の  
信念となつたのであります。

津田左右吉博士は、シナ事変中  
この人は皇室中心の古い意味の歴史學  
者であります。古事記に現はれたる  
支那思想を岩波書店より出版し、不敬  
罪として起訴されたのであります。古  
代史の自由なる研究を抑壓せる必然の

理由

理由

○議長(益谷秀次君) 討論の通告があ  
ります。順次これを許します。

稲村隆一君

〔稲村隆一君登壇〕

○稲村隆一君

理由

結果たる日本民族の誤まれる哲学は、天皇制絶対のもとに軍国主義、帝国主義に発展し、ついには日本民族の破滅を招來したのであります。(拍手)政治家たるものは、この点を深く反省しなければなりません。

もちろん、われわれは、明治の功業を無視するものではありません。明治維新において日本が近代国家として成長するがためには、封建的諸制度を廢止し、中央集権的な統一国家を形成する必要がありました。そして、天皇を奉ることにより封建諸侯を抑えなければならなかつたことは、当時の事情としてはやむを得ざる政治的手段であつたのであります。それがために、明治政府は、水戸学派による近世勤王論及びプロシャの神權的国家主義哲学を利用して、天皇主權の憲法を作り上げたのであります。日本が眞の意味における近代国家として発展するために最も重要な要素たる民権主義、すなわち民主主義が正常に発達することが必要であったのであるが、官僚軍閥政府の弾圧のもとにおいて、民権主義は萎縮し、國權主義と國家至上主義のみが異常に発達したのでありました。

日露戦争まで、日本は、アジアの先進国として、西欧帝国主義のたゞにし

いたげられたるアジアの被压迫民族の憧憬的であり、中国国民党の革命、

インドの革命も、日本に影響せらるる

こと甚大であつたのであります。しか

るに、日本民族は、明治の誤まれる国

史教育により、天皇の御稟威のもとに

皇道を世界に宣布することが大和民族

の使命なりと妄想し、アジア民族の味

方になるかわりに、西欧帝国主義と同

じる侵略主義、帝国主義、植民地主

義を強行し、アジアの民心を裏切りたるがゆえに、アジア及び世界より孤立し、第三次大戦において敗戦の悲運にお遭遇したのであります。(拍手)政治家たるものは、この点を深く反省しなければなりません。

人間は、しばしば、得意の絶頂において真

實を失敗し、悲境のどん底において真

理たる國民主權の憲法を発見したの

であります。(拍手)何によえて、かくのこ

とを深刻なる体験より再出発したる苦

難の日を記念しないのであらうか。もし

敗戦によつて獲得したる人民主權の

憲法を記念する五月三日をもつて屈辱

ならば、かくのときは、近代憲法政

治の先駆たる一二一五年のイギリスの

大憲章にノルマン征服王の子孫たる暴

君ジョンがフランスの遠征に失敗した

結果実現したるものであることを知ら

ざる無智の徒であるといわなければな

りません。(拍手)かかる意味において、われわれは、二月十一日よりも

五月三日を國の記念日とすることが必

要であつたのであるが、官僚軍閥政府

の歴史的意義を有するものであることを

断言してはばかりざるものであります。

(拍手)何によえて、かくのこ

とを深刻なる体験より再出発したる苦

難の日を記念しないのであらうか。もし

敗戦によつて獲得したる人民主權の

憲法を記念する五月三日をもつて屈辱

ならば、かくのときは、近代憲法政

治の先駆たる一二一五年のイギリスの

大憲章にノルマン征服王の子孫たる暴

君ジョンがフランスの遠征に失敗した

結果実現したるものであることを知ら

ざる無智の徒であるといわなければな

りません。(拍手)かかる意味において、われわれは、二月十一日よりも

五月三日を國の記念日とすることが必

要であつたのであるが、官僚軍閥政府

の歴史的意義を有するものであることを

断言してはばかりざるものであります。

(拍手)何によえて、かくのこ

とを深刻なる体験より再出発したる苦

難の日を記念しないのであらうか。もし

敗戦によつて獲得したる人民主權の

憲法を記念する五月三日をもつて屈辱

ならば、かくのときは、近代憲法政

治の先駆たる一二一五年のイギリスの

大憲章にノルマン征服王の子孫たる暴

君ジョンがフランスの遠征に失敗した

結果実現したるものであることを知ら

ざる無智の徒であるといわなければな

りません。(拍手)かかる意味において、われわれは、二月十一日よりも

五月三日を國の記念日とすることが必

要であつたのであるが、官僚軍閥政府

の歴史的意義を有するものであることを

断言してはばかりざるものであります。

(拍手)何によえて、かくのこ

とを深刻なる体験より再出発したる苦

難の日を記念しないのであらうか。もし

敗戦によつて獲得したる人民主權の

憲法を記念する五月三日をもつて屈辱

ならば、かくのときは、近代憲法政

治の先駆たる一二一五年のイギリスの

大憲章にノルマン征服王の子孫たる暴

君ジョンがフランスの遠征に失敗した

結果実現したるものであることを知ら

ざる無智の徒であるといわなければな

りません。(拍手)かかる意味において、われわれは、二月十一日よりも

五月三日を國の記念日とすることが必

要であつたのであるが、官僚軍閥政府

の歴史的意義を有するものであることを

断言してはばかりざるものであります。

(拍手)何によえて、かくのこ

とを深刻なる体験より再出発したる苦

難の日を記念しないのであらうか。もし

敗戦によつて獲得したる人民主權の

憲法を記念する五月三日をもつて屈辱

ならば、かくのときは、近代憲法政

治の先駆たる一二一五年のイギリスの

大憲章にノルマン征服王の子孫たる暴

君ジョンがフランスの遠征に失敗した

結果実現したるものであることを知ら

ざる無智の徒であるといわなければな

りません。(拍手)かかる意味において、われわれは、二月十一日よりも

五月三日を國の記念日とすることが必

要であつたのであるが、官僚軍閥政府

の歴史的意義を有するものであることを

断言してはばかりざるものであります。

(拍手)何によえて、かくのこ

とを深刻なる体験より再出発したる苦

難の日を記念しないのであらうか。もし

敗戦によつて獲得したる人民主權の

憲法を記念する五月三日をもつて屈辱

ならば、かくのときは、近代憲法政

治の先駆たる一二一五年のイギリスの

大憲章にノルマン征服王の子孫たる暴

君ジョンがフランスの遠征に失敗した

結果実現したるものであることを知ら

ざる無智の徒であるといわなければな

りません。(拍手)かかる意味において、われわれは、二月十一日よりも

五月三日を國の記念日とすることが必

要であつたのであるが、官僚軍閥政府

の歴史的意義を有するものであることを

断言してはばかりざるものであります。

(拍手)何によえて、かくのこ

とを深刻なる体験より再出発したる苦

難の日を記念しないのであらうか。もし

敗戦によつて獲得したる人民主權の

憲法を記念する五月三日をもつて屈辱

ならば、かくのときは、近代憲法政

治の先駆たる一二一五年のイギリスの

大憲章にノルマン征服王の子孫たる暴

君ジョンがフランスの遠征に失敗した

結果実現したるものであることを知ら

ざる無智の徒であるといわなければな

りません。(拍手)かかる意味において、われわれは、二月十一日よりも

五月三日を國の記念日とすることが必

要であつたのであるが、官僚軍閥政府

の歴史的意義を有するものであることを

断言してはばかりざるものであります。

(拍手)何によえて、かくのこ

とを深刻なる体験より再出発したる苦

難の日を記念しないのであらうか。もし

敗戦によつて獲得したる人民主權の

憲法を記念する五月三日をもつて屈辱

ならば、かくのときは、近代憲法政

治の先駆たる一二一五年のイギリスの

大憲章にノルマン征服王の子孫たる暴

君ジョンがフランスの遠征に失敗した

結果実現したるものであることを知ら

ざる無智の徒であるといわなければな

りません。(拍手)かかる意味において、われわれは、二月十一日よりも

五月三日を國の記念日とすることが必

要であつたのであるが、官僚軍閥政府

の歴史的意義を有するものであることを

断言してはばかりざるものであります。

(拍手)何によえて、かくのこ

とを深刻なる体験より再出発したる苦

難の日を記念しないのであらうか。もし

敗戦によつて獲得したる人民主權の

憲法を記念する五月三日をもつて屈辱

ならば、かくのときは、近代憲法政

治の先駆たる一二一五年のイギリスの

大憲章にノルマン征服王の子孫たる暴

君ジョンがフランスの遠征に失敗した

結果実現したるものであることを知ら

ざる無智の徒であるといわなければな

りません。(拍手)かかる意味において、われわれは、二月十一日よりも

五月三日を國の記念日とすることが必

要であつたのであるが、官僚軍閥政府

の歴史的意義を有するものであることを

断言してはばかりざるものであります。

(拍手)何によえて、かくのこ

とを深刻なる体験より再出発したる苦

難の日を記念しないのであらうか。もし

敗戦によつて獲得したる人民主權の

憲法を記念する五月三日をもつて屈辱

ならば、かくのときは、近代憲法政

治の先駆たる一二一五年のイギリスの

大憲章にノルマン征服王の子孫たる暴

君ジョンがフランスの遠征に失敗した

結果実現したるものであることを知ら

ざる無智の徒であるといわなければな

りません。(拍手)かかる意味において、われわれは、二月十一日よりも

五月三日を國の記念日とすることが必

要であつたのであるが、官僚軍閥政府

の歴史的意義を有するものであることを

断言してはばかりざるものであります。

(拍手)何によえて、かくのこ

とを深刻なる体験より再出発したる苦

難の日を記念しないのであらうか。もし

敗戦によつて獲得したる人民主權の

憲法を記念する五月三日をもつて屈辱

ならば、かくのときは、近代憲法政

治の先駆たる一二一五年のイギリスの

大憲章にノルマン征服王の子孫たる暴

君ジョンがフランスの遠征に失敗した

結果実現したるものであることを知ら

ざる無智の徒であるといわなければな

りません。(拍手)かかる意味において、われわれは、二月十一日よりも

五月三日を國の記念日とすることが必

要であつたのであるが、官僚軍閥政府

の歴史的意義を有するものであることを

断言してはばかりざるものであります。

(拍手)何によえて、かくのこ

とを深刻なる体験より再出発したる苦

難の日を記念しないのであらうか。もし

敗戦によつて獲得したる人民主權の

憲法を記念する五月三日をもつて屈辱

ならば、かくのときは、近代憲法政

治の先駆たる一二一五年のイギリスの

大憲章にノルマン征服王の子孫たる暴

君ジョンがフランスの遠征に失敗した

結果実現したるものであることを知ら

ざる無智の徒であるといわなければな

りません。(拍手)かかる意味において、われわれは、二月十一日よりも

五月三日を國の記念日とすることが必

要であつたのであるが、官僚軍閥政府

の歴史的意義を有するものであることを

断言してはばかりざるものであります。

(拍手)何によえて、かくのこ

とを深刻なる体験より再出発したる苦

難の日を記念しないのであらうか。もし

敗戦によつて獲得したる人民主權の

憲法を記念する五月三日をもつて屈辱

ならば、かくのときは、近代憲法政

治の先駆たる一二一五年のイギリスの

大憲章にノルマン征服王の子孫たる暴

君ジョンがフランスの遠征に失敗した

結果実現したるものであることを知ら

ざる無智の徒であるといわなければな

りません。(拍手)かかる意味において、われわれは、二月十一日よりも

五月三日を國の記念日とすることが必

採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長（益谷秀次君） 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

調理師法案（參議院提出）  
けい肺及び外傷性せき臓障害の療養等に関する臨時措置法案（參議院提出）

○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、参議院提出、調理師法案、けい肺及び外傷性せき臓障害の療養等に関する臨時措置法案、右兩案を一括議題とする臨時措置法案、右兩案の動議になし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（益谷秀次君） 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（益谷秀次君） 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

調理師法案、けい肺及び外傷性せき臓障害の療養等に関する臨時措置法案、右兩案を一括して議題といたしました。委員長の報告を求める。社会労働委員長森山欽司君。

調理師法案  
右の本院提出案を送付する。

昭和三十三年四月二十二日

參議院議長 松野 鶴平

### 調理師法

（目的）

第一条 この法律は、調理師の資格等を定めて調理の業務に従事する者の資質を向上させることにより調理技術の合理的な発達を図り、もつて国民の食生活の向上に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「調理師」とは、調理師の名称を用いて調理の業務に従事することができる者としている。

（調理師の免許）

第三条 調理師の免許は、次の各号の一に該当する者に対し、その申請に基いて都道府県知事が与えられる。

（調理師の免許）

第四条 次の各号の一に該当する者に於ては、前条の免許を与えない。

（免許を与えない場合）

第五条 第六条第二項の規定により免許の取消処分を受けた後一年を経過しない者。

（調理師名簿、登録及び免許証の交付）

第六条 都道府県に調理師名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

（調理師会）

第七条 調理師は、調理師の資質の向上及び合理的な調理技術の発達に寄与することを目的として、調理師会を組織することができる。

（調理師会）

第八条 調理師でなければ、調理師又はこれに紹介される名称を用いてはならない。

（名称の使用制限）

第九条 調理師は、調理師の資質の向上及び合理的な調理技術の発達に寄与することを目的として、調理師会を組織することができる。

（調理師会）

第十条 第八条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

（罰則）

第十二条 第八条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第十三条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

（経過規定）

物を調理して供与する施設又は營業で厚生省令の定めるものに

おいて二年以上調理の業務に従事した後、厚生大臣の定める基準により、都道府県知事の行う

調理、栄養及び衛生に関する知

識及び技能についての試験に合

格したもの

厚生大臣は、前項第一号に規定する調理師養成施設の指定に関する事務の一部を都道府県知事に委任することができます。

（政令への委任）

第七条 この法律に定めるものは、調理師の免許及び登録に関する事務の一部を都道府県知事に委任することができます。

（都道府県知事は、前二項の規定による処分をしようとするとき

は、あらかじめ、当該処分を受けべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

（都道府県知事は、前項に規定する調理の業務に従事前に五年

事務に従事した者で、厚生大臣の定める基準により都道府県知事の行う講習において、調理、栄養及び衛生に関する必要な知識及び技

能を修得したものに対する評定が行われる場合、第三条第一項の規定にかかるわらず、同項の免許を与えるこ

とができる。

（都道府県知事は、前項に規定する調理の業務に従事する者で、厚生大臣の指定期する調理

師養成施設において、一年以

上、調理、栄養及び衛生に関する知識及び技能を修得したもの

（都道府県知事は、前項に規定する調理の業務に従事する者で、多數人に対して飲食

物を調理して供与する施設又は

（都道府県知事は、前項に規定する調理の業務に従事する者で、厚生省令の定めるものに

おいて二年以上調理の業務に従事した後、厚生大臣の定める基

準により、都道府県知事の行う

講習において調理、栄養及び衛

生に関する所定の課程を修めた

ことを認定されたもの

（免許の取消）

第六条 都道府県知事は、調理師が

第四条第一号又は第二号に該当す

ることは、調理師免許証を交付す

る。

（附則）

第十二条 第八条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第十三条 この法律は、公布の日から起算

して六月をこえない範囲内で政令

で定める日から施行する。

（経過規定）

第十四条 第八条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第十五条 この法律は、公布の日から起算

して六月をこえない範囲内で政令

で定める日から施行する。

（経過規定）

第十六条 第八条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第十七条 この法律は、公布の日から起算

して六月をこえない範囲内で政令

で定める日から施行する。

（経過規定）

第十八条 第八条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第十九条 この法律は、公布の日から起算

して六月をこえない範囲内で政令

で定める日から施行する。

（経過規定）

業務に関し食中毒その他衛生上重

大な事故が発生させたときは、そ

の免許を取り消すことができる。

（都道府県知事は、前二項の規定

による処分をしようとするとき

は、あらかじめ、当該処分を受け

べき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

（都道府県知事は、前項に規定する

調理の業務に従事前に五年

事務に従事した者で、厚生大臣の定める基準により都道府県知事の行う講習において、調理、栄養及び衛生に関する必要な知識及び技

能を修得したものに対する評定が行われる場合、第三条第一項の規定にかかるわらず、同項の免許を与えることができる。

（都道府県知事は、前項に規定する調理の業務に従事する者で、厚生大臣の指定期する調理

師養成施設において、一年以

上、調理、栄養及び衛生に関する知識及び技能を修得したもの

（都道府県知事は、前項に規定する調理の業務に従事する者で、多數人に対して飲食

物を調理して供与する施設又は

（都道府県知事は、前項に規定する調理の業務に従事する者で、厚生省令の定めるものに

おいて二年以上調理の業務に従事した後、厚生大臣の定める基

準により、都道府県知事の行う

講習において調理、栄養及び衛

生に関する所定の課程を修めた

ことを認定されたもの

（免許の取消）

第六条 都道府県知事は、調理師が

第四条第一号又は第二号に該当す

ることは、調理師免許証を交付す

る。

（附則）

第十二条 第八条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第十三条 この法律は、公布の日から起算

して六月をこえない範囲内で政令

で定める日から施行する。

（経過規定）

第十四条 第八条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第十五条 この法律は、公布の日から起算

して六月をこえない範囲内で政令

で定める日から施行する。

（経過規定）

第十六条 第八条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第十七条 この法律は、公布の日から起算

して六月をこえない範囲内で政令

で定める日から施行する。

（経過規定）

第十八条 第八条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第十九条 この法律は、公布の日から起算

して六月をこえない範囲内で政令

で定める日から施行する。

（経過規定）

第二十条 第八条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第二十一条 第八条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第二十二条 第八条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第二十三条 第八条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第二十四条 第八条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第二十五条 第八条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第二十六条 第八条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第二十七条 第八条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第二十八条 第八条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第二十九条 第八条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第三十条 第八条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第三十一条 第八条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第三十二条 第八条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第三十三条 第八条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第三十四条 第八条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第三十五条 第八条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第三十六条 第八条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第三十七条 第八条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第三十八条 第八条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第三十九条 第八条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第四十条 第八条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第四十一条 第八条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第四十二条 第八条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第四十三条 第八条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第四十四条 第八条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第四十五条 第八条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第四十六条 第八条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第四十七条 第八条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第四十八条 第八条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第四十九条 第八条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第五十条 第八条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第五十一条 第八条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第五十二条 第八条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第五十三条 第八条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第五十四条 第八条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第五十五条 第八条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第五十六条 第八条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第五十七条 第八条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第五十八条 第八条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第五十九条 第八条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第六十条 第八条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第六十一条 第八条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第六十二条 第八条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

養指導員の指導を受けている場合又は当該施設に栄養士が置かれている場合には、それらの栄養指導員又は栄養士の栄養指導に従つて行われなければならない。

## (厚生省設置法の一部改正)

6 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号の三の次に次の一号を加える。

二十一の四 調理師養成施設を指定し、並びに調理師の免許講習及び試験の基準を定めること。

第九条第一項第五号の次に次の二号を加える。

五の二 調理師法(昭和三十三年法律第一号)を施行すること。

## 〔報告書は会議録追録に掲載〕

けい肺及び外傷性せき臓障害の療養等に関する臨時措置法案右の本院提出案を送付する。

昭和三十三年四月二十三日  
参議院議長 松野 鶴平  
衆議院議長 益谷秀次殿

第一条 政府は、けい肺及び外傷性せき臓障害の療養等に関する臨時措置法(昭和三十年法律第九十一号。以下「特別保護法」という。)第十三条において準用する。

(負担金の徴収)  
第四条 政府は、この法律の規定により療養を受け又は療養に必要な費用の支給を受けける者のうち、同法第十一條第一項に規定する期間が経過してもなお療養を必要とする都道府県労働基準局長が認定した者に対する場合は、当分の間、療養給付として、必要な療養を行い又は必要な療養の費用に相当する額を支給する。

2 前項の療養の範囲は、労働基準法(昭和二十一年法律第四十九号)第七十五条第二項の規定による療養の範囲による。

3 第二条 政府は、前条の規定により療養給付を受ける者が、同条に規定する療養のため、労働することができず、かつ、賃金を受けない場合においては、その者に対して、その療養の期間につき傷病手当を支給する。

2 前項の傷病手当の額は、当該傷病手当の額に規定する期間の経過する直前にいて、同法第十二条(同法第十三条において準用する場合を含む。)の規定により受けたいた休業給付の額に相当する額とする。

3 労働基準法第七十六条第二項及び第三項の規定は、前項の傷病手当について準用する。

4 労働基準法第七十七条の規定は、前項の規定による療養給付及び傷病手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

5 第二条 この法律の規定による療養給付及び傷病手当の支給を受ける権利は、二年を超過したときは、時効によつて消滅する。

6 第二条の規定による療養給付及び傷病手当の支給を受ける権利並びに負担金を徴収し、又は

7 第二条の規定による療養給付及び傷病手当の支給を受ける権利並びに負担金を徴収し、又は

8 第二条の規定による療養給付及び傷病手当の支給を受ける権利並びに負担金を徴収し、又は

9 第二条の規定による療養給付及び傷病手当の支給を受ける権利並びに負担金を徴収し、又は

10 第二条の規定による療養給付及び傷病手当の支給を受ける権利並びに負担金を徴収し、又は

11 第二条の規定による療養給付及び傷病手当の支給を受ける権利並びに負担金を徴収し、又は

12 第二条の規定による療養給付及び傷病手当の支給を受ける権利並びに負担金を徴収し、又は

13 第二条の規定による療養給付及び傷病手当の支給を受ける権利並びに負担金を徴収し、又は

14 第二条の規定による療養給付及び傷病手当の支給を受ける権利並びに負担金を徴収し、又は

15 第二条の規定による療養給付及び傷病手当の支給を受ける権利並びに負担金を徴収し、又は

16 第二条の規定による療養給付及び傷病手当の支給を受ける権利並びに負担金を徴収し、又は

17 第二条の規定による療養給付及び傷病手当の支給を受ける権利並びに負担金を徴収し、又は

(基準局長による審査)  
第七条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、この法律の規定による療養給付及び傷病手当に關する審査に處分並びにこれらに關する審査にあつては、當該職員に、その事業主から負担金を徴収する。じん作業(特別保護法第一条第一項に規定する粉じん作業をいう)に勞働者を從事させる事業等の事業主から負担金を徴収する。

2 前項の負担金は、特別保護法の規定によるところにより、同法第十五条规定する負担金とあわせて徴収する。

3 特別保護法第十六条の規定は、第一項の場合に準用する。

4 第二条 第一条に規定する都道府県労働基準局長の認定を拒否された者は、医師の診断書及び労働省令で定める書面を添え、書面をもつて、当該都道府県労働基準局長をして、労働大臣に不服の申立をすることができる。

5 第二条の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

6 第二条の規定による公課は、この法律の規定により支給を受けた金品を標準として課すことができる。

7 第二条の規定による療養給付及び傷病手当に関する書類には、印紙税を課さない。

8 第二条の規定による療養給付及び傷病手当に關する書類には、印紙税を課さない。

9 第二条の規定による療養給付及び傷病手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

10 第二条の規定による療養給付及び傷病手当の支給を受ける権利並びに負担金を徴収し、又は

11 第二条の規定による療養給付及び傷病手当の支給を受ける権利並びに負担金を徴収し、又は

12 第二条の規定による療養給付及び傷病手当の支給を受ける権利並びに負担金を徴収し、又は

13 第二条の規定による療養給付及び傷病手当の支給を受ける権利並びに負担金を徴収し、又は

14 第二条の規定による療養給付及び傷病手当の支給を受ける権利並びに負担金を徴収し、又は

15 第二条の規定による療養給付及び傷病手当の支給を受ける権利並びに負担金を徴収し、又は

16 第二条の規定による療養給付及び傷病手当の支給を受ける権利並びに負担金を徴収し、又は

17 第二条の規定による療養給付及び傷病手当の支給を受ける権利並びに負担金を徴収し、又は

18 第二条の規定による療養給付及び傷病手当の支給を受ける権利並びに負担金を徴収し、又は

19 第二条の規定による療養給付及び傷病手当の支給を受ける権利並びに負担金を徴収し、又は

20 第二条の規定による療養給付及び傷病手当の支給を受ける権利並びに負担金を徴収し、又は

21 第二条の規定による療養給付及び傷病手当の支給を受ける権利並びに負担金を徴収し、又は

第七条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、この法律の規定による療養給付及び傷病手当に關する審査にあつては、當該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。これらに係る事業の事業主に報告をさせ、又は該職員に、その事業場に立ち入り、関係者に質問させ及び帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第二条の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 第二条の規定による公課は、この法律の規定により支給を受けた金品を標準として課すことができる。

5 第二条の規定による療養給付及び傷病手当に関する書類には、印紙税を課さない。

6 第二条の規定による療養給付及び傷病手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

7 第二条の規定による療養給付及び傷病手当の支給を受ける権利並びに負担金を徴収し、又は

8 第二条の規定による療養給付及び傷病手当の支給を受ける権利並びに負担金を徴収し、又は

9 第二条の規定による療養給付及び傷病手当の支給を受ける権利並びに負担金を徴収し、又は

10 第二条の規定による療養給付及び傷病手当の支給を受ける権利並びに負担金を徴収し、又は

11 第二条の規定による療養給付及び傷病手当の支給を受ける権利並びに負担金を徴収し、又は

12 第二条の規定による療養給付及び傷病手当の支給を受ける権利並びに負担金を徴収し、又は

13 第二条の規定による療養給付及び傷病手当の支給を受ける権利並びに負担金を徴収し、又は

14 第二条の規定による療養給付及び傷病手当の支給を受ける権利並びに負担金を徴収し、又は

15 第二条の規定による療養給付及び傷病手当の支給を受ける権利並びに負担金を徴収し、又は

16 第二条の規定による療養給付及び傷病手当の支給を受ける権利並びに負担金を徴収し、又は

17 第二条の規定による療養給付及び傷病手当の支給を受ける権利並びに負担金を徴収し、又は

18 第二条の規定による療養給付及び傷病手当の支給を受ける権利並びに負担金を徴収し、又は

19 第二条の規定による療養給付及び傷病手当の支給を受ける権利並びに負担金を徴収し、又は

20 第二条の規定による療養給付及び傷病手当の支給を受ける権利並びに負担金を徴収し、又は

第七条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、この法律の規定による療養措置に關する決定について、民法(明治二十九年法律第八十九号)の時効に關する規定を準用する。

## (罰則)

第十二条 第七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五千円以下の罰金に処する。

第十三条 政府は、けい肺及び外傷性せき臓障害にかかる労働者の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し同条の罰金の罰金に処する。

第十四条 政府は、けい肺及び外傷性せき臓障害にかかる労働者の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し同条の罰金の罰金に処する。

第十五条 政府は、けい肺及び外傷性せき臓障害にかかる労働者の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し同条の罰金の罰金に処する。

第十六条 政府は、けい肺及び外傷性せき臓障害にかかる労働者の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し同条の罰金の罰金に処する。

第十七条 政府は、けい肺及び外傷性せき臓障害にかかる労働者の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し同条の罰金の罰金に処する。

第十八条 政府は、けい肺及び外傷性せき臓障害にかかる労働者の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し同条の罰金の罰金に処する。

第十九条 政府は、けい肺及び外傷性せき臓障害にかかる労働者の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し同条の罰金の罰金に処する。

第二十条 政府は、けい肺及び外傷性せき臓障害にかかる労働者の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し同条の罰金の罰金に処する。

第二十一条 政府は、けい肺及び外傷性せき臓障害にかかる労働者の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し同条の罰金の罰金に処する。

第二十二条 政府は、けい肺及び外傷性せき臓障害にかかる労働者の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し同条の罰金の罰金に処する。

第二十三条 政府は、けい肺及び外傷性せき臓障害にかかる労働者の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し同条の罰金の罰金に処する。

第二十四条 政府は、けい肺及び外傷性せき臓障害にかかる労働者の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し同条の罰金の罰金に処する。

第二十五条 政府は、けい肺及び外傷性せき臓障害にかかる労働者の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し同条の罰金の罰金に処する。

第二十六条 政府は、けい肺及び外傷性せき臓障害にかかる労働者の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し同条の罰金の罰金に処する。

第二十七条 政府は、けい肺及び外傷性せき臓障害にかかる労働者の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し同条の罰金の罰金に処する。

第二十八条 政府は、けい肺及び外傷性せき臓障害にかかる労働者の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し同条の罰金の罰金に処する。

第二十九条 政府は、けい肺及び外傷性せき臓障害にかかる労働者の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し同条の罰金の罰金に処する。

第三十条 政府は、けい肺及び外傷性せき臓障害にかかる労働者の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し同条の罰金の罰金に処する。

第三十一条 政府は、けい肺及び外傷性せき臓障害にかかる労働者の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し同条の罰金の罰金に処する。

4 第一条及び第二条の規定により、政府が行つた療養給付及び傷病手当の支給に関し必要な費用に充てるための負担金の徴収に関する規定は、第四条の規定は、前項の規定にかかわらず、昭和三十五年四月一日以後においてもなおその効力を有するものとする。

5 けい肺及び外傷性せき肺障害に関する特別保護法の一部を次のよう改訂する。

附則に次の九項を加える。

(負担金に関する臨時措置)

26 けい肺及び外傷性せき肺障害の療養等に関する臨時措置法(昭和三十三年法律第一号。以下「臨時措置法」という。)第四条第一項の規定に基き第十五条第一条に規定する負担金と臨時措置法第四条第一項に規定する負担金とをあわせて徴収する場合に關しては、第十七条から第十九条まで及び附則第十六項の規定は適用しない。

27 臨時措置法第四条第二項の規定に基きけい肺について事業主から第十五条に規定する負担金と臨時措置法第四条第一項に規定する負担金とをあわせて徴収する場合の負担金の額は、その事業の賃金総額(第二十条に規定する賃金総額をいう。以下同じ。)に次項の規定により定めるけい肺負担金率を乗じて得た額とする。

28 けい肺負担金率は、粉じん作業に労働者を從事させる事業について、その種類の事業における過去のけい肺の発生率を基礎とする。

として、その事業に關し政府が第十条から第十二条までの規定により行う給付に關して必要な費用の二分の一に相當する額とその事業に關し政府が臨時措置法第一条及び第二条の規定により行う療養給付及び傷病手当の支給に關して必要な費用の十分の二に相當する額との合計額をまかなくようすに、労働大臣がけり肺審議会にはかつて、事業の種類に応じ數等級に区分して定める。

第一項に規定する負担金額をあわせて徴収する場合の負担金額の額は、次の各号に定めるところによる。

一 労働者災害補償保険法第二章に規定する保険関係の成立している事業について、その事業の賃金総額に外傷性せき臓障害負担金率を乗じて得た額

二 労働者災害補償保険法第二章に規定する保険関係が成立していない事業については、第三十三条の規定による給付に関する事項は政府がその事業により外傷性せき臓障害にかかる労働者又は労働者であつた者に対して行つた当該給付に関する費用の二分の一に相当する額、臨時措置法第一条及び第二条の規定による療養給付及び傷病手当に当該療養給付及び傷病手当の支給に関する費用の十分の二に相当する額

前項第一号の外傷性せき臓障害負担金率は、過去五年間の外傷性せき臓障害の発生率を基礎として、その種類の事業に関する政府が第十三条の規定により行う給付に關して必要な費用の二分の一に相当する額とその種類の事業に関する政府が臨時措置法第一条及び第二条の規定により行う療養給付及び傷病手当の支給に関する必要な費用の十分

の二に相当する額との合計額を  
まかなく、事業の種類に  
応じて等級に区分して、労働者  
令で定める。

32 第十五条に規定する負担金と  
臨時措置法第四条第一項に規定  
する負担金とをあわせて徴収す  
るのは、附則第二十七項と、「第  
十九条第一項第一号」とあるの  
は附則第三十項第一号と読み  
替えるものとする。

33 第十五条に規定する負担金と  
臨時措置法第四条第一項に規定  
する負担金とをあわせて徴収す  
る場合には、第二十六条第一項中「第  
十七条第一項第一号又は第  
十九条第一項第二号」とあるの  
は「附則第二十九項又は附則第  
三十項第二号」と、「第十条から  
第十三条までの規定による給  
付」とあるのは「第十条から第  
三条までの規定による給付又は  
けい肺及び外傷性せき臓障害の  
療養等に関する臨時措置法（昭  
和三十三年法律第一号）第一  
条及び第二条の規定による療養  
給付及び傷病手当の支給」と読み  
替えるものとする。

34 臨時措置法の施行の日の属す  
る徴収年度にあつては、けい肺  
についての負担金のうち附則第  
十六項の規定によるけい肺負担  
金率と附則第二十八項の規定に  
よるけい肺負担金率との差に保  
る部分及び外傷性せき臓障害に  
ついての負担金のうち第十九条  
第二項の規定による外傷性せき

項の規定による外傷性せき臓障害負担金率と附則第三十一  
項の規定による外傷性せき臓障害負担金率との差に係る部分については、第二十二条の規定は適用しない。  
労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律（昭和二十二年法律第六百六十七号）の一部を次のようないて改正する。  
第一項中「又は船員法」を「けい肺及び外傷性せき臓障害の療養等に關する臨時措置法（昭和三十三年法律第二号）第一条及び第二条の規定（国家公務員災害補償法第一条に規定する職員に係るものを除く。）又は船員法」に改める。  
国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九百九十一号）の一部を次のように改正する。  
第二十三条第二項中「による療養給付及び休業給付」を「及びけい肺及び外傷性せき臓障害の療養等に關する臨時措置法（昭和三十三年法律第二号）による療養給付、休業給付及び傷病手当の支給」に改める。  
労働者災害補償保険特別会計法（昭和二十二年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。  
第一条中「及びけい肺及び外傷性せき臓障害に関する特別保護法（以下「特別保護法」といふ。）によることを「並びにけい肺及び外傷性せき臓障害に関する特別保護法及びけい肺及び外傷性せき臓障害の療養等に関する臨時措置法（以下「特別保護法等」と総称する。）によ





昭和三十三年四月二十四日

讀經外七百九讀經

七

結核治療費の全額国庫負担制度確立に關する請願(第一二三三一号)  
國立病院等の燃料費増額に關する請願  
願(第一二三三四号)  
同(第一二三三五号)  
結核児童の療養に關する請願(第二二三六号)  
同(第一二三三七号)  
國民健康保険の療養給付費(国庫補助增額)に關する請願(第一二三三九号)  
願(第一二三四五号)  
付添看護基準引上げ等に關する請願  
(第一二三四一号)  
健康保険家族給付の増額に關する請願  
願(第一二三四五号)  
結核予防法に關する請願(第二二三四六号)  
結核予防法予算の増額等に關する請願  
願(第一二三四八号)  
國立病院等の給食費増額及び看護設備改善に關する請願(第二二三四九号)  
結核回復者寮の増設に關する請願  
(第一二三五〇号)  
医療保障制度確立に關する請願(第二二三八六号)  
同外一件(第二二五三一号)  
同(第二二五〇一号)  
國立病院等の医師、看護婦増員に關する請願(第二二三八八号)  
同(第二二三八九号)  
同(第二二五二号)  
生活保護法の差額額引上げ等に關する請願(第二二四八一号)  
同(第二二四八二号)  
同(第二二四八三号)

結核回復者の職及び住宅確保に関する請願（第二四八七号）

同外一件（第二四八八号）

国立病院等の給食費増額及び完全給食、看護基準の明確化に関する請願（第二四九五号）

局（第二四九六号）

同（第二四九七号）

結核回復者に対する公営住宅優先割当等に関する請願（第二四九八号）

国立病院等の給食費増額及び看護設備改善に関する請願（第二五〇三号）

結核後保護施設の恒久的制度確立に関する請願外一件（第二五〇四号）

結核予防法に関する請願（第二五〇九号）

同（第二五一〇号）

病院等の給食費増額及び監査強化に関する請願（第二五一五号）

病院等の設備改善に関する請願（第二五一六号）

国民健康保険の療養給付費国庫補助に関する請願外一件（第二五一七号）

結核児童の療養に関する請願（第二五一八号）

國立療養所の入所費無料取扱範囲拡大に関する請願（第二五一九号）

國立病院等の燃料費増額に関する請願（第二五一三号）

生活保護法による長期入院者の扶助金引上げに関する請願（第二五二四号）

結核回復者寮の増設に関する請願（第二五二五号）

結核回復者の優先雇用に関する請願（第二五二六号）

同(第二五二一七号)  
入院結核患者に期末扶助支給に関する請願(第二五二一八号)  
社会保険費増額等に関する請願(第二五二一九号)  
同(第二五二一九号)  
結核回復者の優先雇用に関する請願  
(第二五五六号)  
生活保護法の基準額引上げ等に関する請願  
(第二五五七号)  
同(第二五六八号)  
同(第二五六七号)  
同(第二六六七八号)  
同(第二六六八号)  
同(第二七〇五号)  
私設保育所保母の待遇改善等に関する請願  
(第二七〇四号)  
同(第二七〇四号)  
葬事法改正に関する請願(第二七九二号)  
同外二件(第二七九三号)  
生活保護法の基準額引上げ等に関する請願  
(第二七九三号)  
同(第二七九五八号)  
地方衛生研究所法制定に関する請願  
(第三〇六三号)  
葬事法改正に関する請願(第三〇六四号)  
同外一件(第三一七三号)  
地方衛生研究所法制定に関する請願  
(第三一三四号)  
同(第三一七八号)  
地方衛生研究所法制定に関する請願  
(第三一七一号)  
同(第三一七二号)  
同(第三一七三号)  
同(第三一七四号)  
同(第三一七六号)  
同(第三一七七号)  
同(第三一二七八号)  
同(第三一二八号)  
同(第三一二六〇号)  
同外一件(第三二六一号)  
同(第三二六一号)  
同(第三二六三号)  
結核療養所の作業病床増設等に関する請願  
(第三一七五号)

國立療養所等の給食費等増額に関する請願(第三二七六号)  
國立療養所等の看護人員増加に関する請願(第三二七七号)  
生活保護法の基準額引上げ等に関する請願(第三二八〇号)  
結核予防法に関する請願(第三二八一号)  
一  
結核回復者に対する公営住宅優先割当等に関する請願(第三二八三号)  
保育所措置費国庫負担増額に関する請願(第三二九号)  
生活保護法の一部改正に関する請願(第三二五九号)  
地方衛生研究所法制定に関する請願  
外四件(第三二八六号)  
同(第三二八七号)  
同(第三二八八号)  
同(第三二九〇号)  
同(第三二九一号)  
同(第三二九七号)  
同(第三三一八号)  
同(第三三一八四号)  
同(第三三一八四号)  
生活保護法の一部改正に関する請願(第三二三二〇号)  
助産婦に対する受胎調節実施指導員の資格付与に関する請願(第三三二八五号)  
医療法施行規則による病院の助産婦数算定に関する請願(第三三二六号)  
國立病院等の助産婦定員確保及び給与基準改正に関する請願(第三三二八七号)  
甘しよでん粉価格及び實上数量早期決定に関する請願(第八六八号)  
機船底びき網漁船違反撲滅防止に関する請願(第八七号)  
鹿児島県の消費者米価内地変更に関する請願(第八八号)

市町村総合土地改良開発事業実現に  
関する請願(第一二三三号)

同(第三三七号)

繩糸価格安定法に基き玉糸の一般貿  
易実施に関する請願(第二七八八号)

入実施に関する請願(第二七九号)

秋田県下国有林野行政処置に関する  
請願(第二八〇号)

中海干拓計画調査の早期完結に関する  
請願(第二八一号)

乳価安定に関する請願(第二八一二  
号)

國芸振興法制定に関する請願(第二二  
八三号)

凍霜害防止対策措置法制定に関する  
請願(第二八四号)

優秀乳用種雄牛の設置に関する請願  
(第二八五号)

機船底び網漁船違反撲滅防止に關  
する請願(第二八六号)

甘しよでん粉価格及び買上数量早期  
決定に関する請願(第二八九号)

木炭の公営検査費国庫補助に関する  
請願(第四二一號)

土地改良政策に関する請願(第四二  
九号)

漁港の整備促進に関する請願(第四  
三〇号)

国有林野開放に関する請願(第四二  
一號)

漁港整備事業促進に関する請願(第  
四五〇号)

積寒地帯土地改良事業の事業費増額  
等に関する請願(第四五一號)

中海干拓計画調査の早期完結に関する  
請願(第四五三号)

木曾国有林の権益擁護に関する請願  
(第四五四四号)

繩糸価格安定法に基き玉糸の一級買  
入実施に関する請願(第四七三号)



南会津東部特定開発地域の指定に関する請願(第三二八八号)

○議長(益谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。原水爆実験禁止等に関する請願外七百九請願を一括して議題といたしました。

【報告書は会議録追録に掲載】

○議長(益谷秀次君) 各諸廟は委員長の報告を省略して採決することとし、同種の議案議決の結果採決とみなすもの整理については議長に一任するに御異議ありませんか。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、さよろく決しました。

午後七時三分散会

出席國務大臣 法務大臣 唐澤 俊樹君

出席政府委員 内閣官房長官 愛知 握一君 行政管理政務次官 榊原 亨君

通商産業政務次官 厚生省公衆衛生局長 白瀬 仁吉君 労働政務次官 二階堂 進君

(外務委員会) 請願日程  
一 原水爆実験禁止等に関する請願

願(太田正率君紹介)(第六八号)

- 二 同(神田博君紹介)(第六九号)  
三 同(小枝一雄君紹介)(第七〇号)  
四 同外二件(佐竹新市君外四名紹介)(第七二号)  
五 同外一件(重政誠之君外五名紹介)(第七二号)  
六 同外二件(中川俊思君外五名紹介)(第七三号)  
七 同外十四件(難尾弘吉君外五名紹介)(第七四号)  
八 同(西村直口君紹介)(第七五号)  
九 同(勝間田清一君紹介)(第一六五号)  
一〇 同外十一件(猪俣浩三君紹介)(第一六六号)  
一一 同(勝間田清一君紹介)(第一五六号)  
一二 同(久保田豊君紹介)(第一五六号)  
一三 同外二件(下川儀太郎君紹介)(第一五六号)  
一四 同(長谷川保君紹介)(第一五六号)  
一五 同(阿部五郎君紹介)(第一五六号)  
一六 同(五島虎雄君紹介)(第一五六号)  
一七 同(山花秀雄君紹介)(第一五六号)  
一八 同(エトク水爆実験中止等に関する請願外二件(中村梅吉君外二名紹介)(第一九四号)  
一九 同外八件(原彪君紹介)(第一九六号)  
二〇 同(帆足計君紹介)(第一九五号)  
二一 同(帆足計君紹介)(第一九六号)

- 二二 同(松岡駒吉君紹介)(第三一九七号)  
二三 同(山中貞則君紹介)(第一六六号)  
二四 日韓漁業問題の早期解決に関する請願(中馬辰猪君紹介)(第一一六号)  
二五 同(山中貞則君紹介)(第一六七号)  
二六 世界連邦実現に関する請願(星島一郎君紹介)(第一三一六二号)  
二七 同(愛田新吉君紹介)(第一一六三号)  
二八 難民及び労務者の渡米に関する請願(中馬辰猪君紹介)(第一五六号)  
二九 同(大島秀一君紹介)(第一六六号)  
一 石油資源開発株式会社への国家投資に関する請願(神田博君紹介)(第一八九号)  
二 同(伊藤卯四郎君紹介)(第一四六号)  
三 同(永井勝次郎君紹介)(第一四六号)  
四 同(佐々木良作君紹介)(第一六七号)  
五 県営発電電力の県内充電制度確立に関する請願(吉川久衛君紹介)(第一九二号)  
六 政府系中小企業専門金融機関強化に関する請願(吉川久衛君紹介)(第一九三号)  
七 日本製金属洋食器に対する米國の輸入制限等に関する請願

- 八 金属洋食器に対する米國の輸入制限等に関する請願(野田卯一君紹介)(第一九四号)  
九 同外五件(野田卯一君紹介)(第一九五号)  
一〇 同外六十八件(野田卯一君紹介)(第一九三号)  
一一 更生保護事業に競輪益金配分に関する請願(山本正一君紹介)(第一一〇七四号)  
一二 中小企業の育成振興に関する請願(中馬辰猪君紹介)(第一九七号)  
一二 漢字委員会建設事業促進に関する請願(中馬辰猪君紹介)(第一九七号)  
一三 琉球産のペイン輸入に関する請願(床次徳二君紹介)(第一四一號)  
一四 発明考案者にパッジ交付の請願(大野市郎君紹介)(第一一八〇五号)  
一五 特許審査の迅速化に関する請願(平野三郎君紹介)(第一一九六七号)  
一六 前沢町南国道の舗装促進に関する請願(小澤佐重喜君紹介)(第一一九六七号)  
一七 治山治水予算増額に関する請願(中馬辰猪君紹介)(第一九五号)  
一八 新北上川濁水地帯振興に関する請願(内海安吉君紹介)(第一三二二号)  
一九 国道八号線舗装継続に関する請願(内海安吉君紹介)(第一三二二号)  
二〇 同(山中貞則君紹介)(第一三二二号)  
二一 同(山中貞則君紹介)(第一三二二号)

- 二二 国道編入に関する請願(小牧次生君紹介)(第一三二四号)  
二三 同(山中貞則君紹介)(第一三二五号)  
二四 県道鹿児島枕崎線等の二級国道編入に関する請願(内海安吉君紹介)(第一三二三号)  
二五 県道鹿児島枕崎線等の二級国道編入に関する請願(内海安吉君紹介)(第一三二二号)  
二六 川内川上流右岸改修工事促進に関する請願(今井耕君紹介)(第一三二二号)  
二七 国道八号線舗装継続に関する請願(内海安吉君紹介)(第一三二二号)  
二八 新北上川濁水地帯振興に関する請願(内海安吉君紹介)(第一三二二号)  
二九 国道編入に関する請願(小牧次生君紹介)(第一三二四号)  
二〇 同(山中貞則君紹介)(第一三二五号)

昭和三十三年四月二十四日 榊議院会議録第三十五号 請願日程

- 九一 宅地建物取引業法の一部改  
正に関する講題（星島二郎君紹  
介）（第一三六九号）

九二 同（宇都宮徳馬君紹介）（第  
一四五五号）

九三 東府中バイパス路線位置変  
更に関する講題（木崎茂男君紹  
介）（第一四二三号）

九四 同（山花秀雄君紹介）（第一  
四二四号）

九五 二級国道飯田浜松線の整備  
促進に関する講題（戸塚九一郎  
君紹介）（第一四二五号）

九六 沖水川直轄砂防区域延長等  
に關する講題（瀬戸山三男君紹  
介）（第一四五六年号）

九七 東府中バイパス路線位置変  
更に関する講題（中村高一君紹  
介）（第一五一六号）

九八 同（並木芳雄君紹介）（第一  
六九一号）

九九 巴川ダム建設に關する講題  
(荒船清十郎君紹介)（第一五二  
五号）

一〇〇 宅地建物取引業法の一部  
改正に關する講題（徳安寅蔵君  
紹介）（第一五二七号）

一〇一 同（久野忠治君紹介）（第  
一六九〇号）

一〇二 国道七号線鋪装に關する  
講題（松澤雄藏君紹介）（第一六  
九二号）

一〇三 宅地建物取引業法の一部  
改正に關する講題（加藤鎧五郎  
君紹介）（第一八一四号）

一〇四 同（田中伊三次君紹介）  
(第一八一五号)

一〇五 同（田中久雄君紹介）（第  
一八一六号）

一〇六 報徳橋改修に關する講題

- （小金義照君紹介）（第一二一七号）

一〇七 二級国道小樽江差線島牧地区の整備等に関する講題（正木清君紹介）（第二一〇〇号）

一〇八 宅地建物取引業法の一部改正に関する講題（廣瀬正雄君紹介）（第二二三三号）

一〇九 秋父万場線道路建設促進に関する講題（荒船清十郎君紹介）（第二一七五号）

一一〇 二級国道小樽江差線島牧地区の整備等に関する講題（椎熊三郎君紹介）（第二二五一号）

一一一 神代川河川改修に関する講題（橋本龍伍君紹介）（第二四六八号）

一一二 一般国道十九号線整備促進に関する講題（早稻田柳右エ門君紹介）（第二五九〇号）

一一三 国道二十二号線一宮、名古屋間補助道路新設に関する講題（早稻田柳右エ門君紹介）（第二五九二号）

一一四 美浜町西海岸長食対策事業促進等に関する講題（早稻田柳右エ門君紹介）（第二六四三号）

一一五 蘭牟田地区海岸の堤防保全工事に関する講題（池田清志君紹介）（第二六四二号）

一一六 東禪町城北間連絡立体交差施設設置に関する講題（荻野豊平君紹介）（第二六一三号）

一一七 宅地建物取引業法の一部改正に関する講題（内海安吉君紹介）（第二二八一四号）

一一八 同（江崎真澄君紹介）（第二二八一四号）

一一九 国道十三号線栗子峠の改良促進に関する講題（黒金泰美君紹介）（第二二八一五号）

一二〇 西大崎一丁目区画整理に

○朗読を省略した報

- 関する請願（松岡駒吉君紹介）  
(第二一八七三号)

一二一 豊平川南二十二条橋架設  
に関する請願（正木清君紹介）  
(第二九五七号)

一二二 東北縦貫自動車道建設促  
進に関する請願（愛知揆一君紹  
介）(第三〇一一号)

一二三 県道谷地長瀬線押切、舞  
台間架橋に関する請願（松浦東  
介君紹介）(第三〇七六号)

一二四 調布市的新国道建設に関する請願（福田篤泰君紹介）(第三一四四号)

一二五 宅地建物取引業法の一部  
改正に関する請願（中垣國男君  
紹介）(第三一四五号)

一二六 西新井橋架替工事促進に  
関する請願（荒船清十郎君紹介）  
(第三二三五号)

一、昨二十三日参議院議長から、国会  
にて開幕する二三議決一二六

- 日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律  
首都圏市街地開発区域整備法  
盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律  
農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律  
青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律  
通商産業省設置法の一部を改正する法律  
中小企業信用保険公庫法  
電話加入権質に関する臨時特例法  
中小企業信用保険公庫法  
う関係法律の整理等に関する法律  
、昨二十三日参議院議長から、国会に提出されたて承認するに至り議決された  
る、て承認するに至り議決された

(通知書受領)  
一、昨二十三日議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。  
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律  
臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律  
医師等の免許及び試験の特例に関する法律の一部を改正する法律

- |   |                                      |
|---|--------------------------------------|
| 日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律  | 首都圏市街地開発区域整備法                        |
| 農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律 | 盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律 |
| 青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律   | 青少問題協議会設置法の一部を改正する法律                 |
| 通商産業省設置法の一部を改正する法律  | 公衆電気通信法の一部を改正する法律                    |
| 電話加入権質に関する臨時特例法   | 中小企業信用保険公庫法                          |
| 中小企業信用保険公庫法   | 國關係法の整理等に関する法律                       |
| 一、昨二十三日参議院議長から、国会において承諾することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。        | 一、昭和三十一年度一般会計予備費使用総調書(その2)           |
| 昭和三十一年度特別会計予備費使用総調書(その2)                                      | 昭和三十一年度特別会計予備費                       |
| 算総則第十条に基く使用総調書  | 昭和三十一年度特別会計予算総則第十一条に基く使用総調書          |
| 昭和三十一年度一般会計予備費使用総調書(その1)                                      | 昭和三十二年度一般会計予備費使用総調書(その1)             |
| 昭和三十二年度特別会計予備費使用総調書(その1)                                      | 昭和三十二年度特別会計予算総則第十三条に基く使用             |

(報告書受領)	
憲章第十九条の規定による次の報告書を受領した。	
一千九百五十七年の国際労働総会において採択された条約及び勧告に関する報告書	
一、昨二十三日内閣から国際労働機関に於て議長に於て、次の常任委員の辞任を許可した。	
内閣委員	
田村 粂山 飛鳥 西村 荒船 加藤 高瀬 外務委員 栗山 博君 飛鳥一雄君 力弥君 清十郎君 美三郎君 精三君 亘 四郎君 哲君	元君 山本 淡谷 山崎 安藤 藤枝 川島正次郎君 高瀬 傳君 橫路 大橋 忠一君 野原 覚君 加藤鎌五郎君 小島 徹三君 松浦周太郎君 加藤常太郎君 亀山 孝一君 起夫君 松村 謙三君 逢澤 寛君 加藤 精三君 薩摩 雄次君 福永 一臣君 辻 勤君 松田 鐵藏君 佐々木秀世君 長谷川四郎君 保利 茂君
農林水産委員 中馬 細田綱吉君 商工委員 佐々木秀世君 永井勝次郎君 松村 謙三君	船田 中君 余吉君 悠藏君 始男君 覚君 泉介君 傳君 鮎雄君 佐々木秀世君 大助君 茂君 長谷川四郎君 長谷川四郎君

通信委員	橋本登美三郎君	田村	元君
建設委員	逢澤	寛君	
	渡邊	惣藏君	
	松浦周太郎君		
予算委員	今井	耕君	
	辻原	弘市君	福水
	議院運営委員		一臣君
	藤枝	泉介君	薩摩
(常任委員補欠選任)			雄次君
一、昨二十三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。			加藤鎌五郎君
内閣委員			田村
	橋本登美三郎君	安藤	
	荒船清十郎君	藤枝	覺君
	渡邊	泉介君	
	惣藏君		
外務委員	横路	前田榮之助君	福田
	粟山	野原	赳夫君
	博君	覺君	
大蔵委員	田村	船田	
	元君	中君	
地方行政委員		山本	桑吉君
	亘	桑吉君	
	高瀬	高瀬	薩摩
文教委員	川島正次郎君	傳君	雄次君
	辻原	弘市君	山崎
社会労働委員	高瀬	始男君	始男君
	長谷川四郎君		
	秋田	大助君	
	福永	一臣君	
	佐々木秀世君		
	松浦周太郎君		
	亘	四郎君	
	加藤鎌五郎君		
福田	小島徹三君		
赳夫君			

農林水産委員会	大橋 忠一君	今井 耕君
商工委員会	松村 謙三君	永井勝次郎君
通信委員会	細田 紗吉君	佐々木秀世君
建設委員会	松浦周太郎君	加藤常太郎君
議院運営委員会	飛鳥田 一雄君	長谷川四郎君
予算委員会	逢澤 寛君	楠本登美三郎君
松田 錢藏君	福田 赶夫君	
木下 哲君	福永 一臣君	
山本 兼吉君	藤枝 泉介君	
(議案受領)		
、昨二十三日参議院から受領した同 院提案案は次の通りである。		
養鶏振興法案		
けい肺及び外傷性せき臓障害の療養 等に関する臨時措置法案		
、昨二十三日予備審査のため参議院提 出、参法第一九号)		
(議案付託)		
、昨二十三日委員会に付託された議 案は次の通りである。		
けい肺及び外傷性せき臓障害の療養 等に関する臨時措置法案		
、昨二十三日予備審査のため参議院提 出、参法第一九号)		
養鶏振興法案 (参議院提出、参法第 九号)	農林水産委員会 付託	
等に関する臨時措置法案 (参議院提 出、参法第一九号)		
から送付された次の議案を受領した。 けい肺及び外傷性せき臓障害の療養 等に関する臨時措置法案		
等に付託されたたたかれた。議案は次の から送付されたたたかれた。議案は次の 委員会に付託された。		

(議案送付) 社会労働委員会 付託  
一、昨二十三日参議院に送付した内閣等に関する臨時措置法案(草薙隆圓君外六名提出、参法第一九号)(予)  
提出案は次の通りである。  
最低賃金法案  
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案  
お年玉つき郵便葉書等の発行に関する法律の一部を改正する法律案  
(回付議案要領)  
一、昨二十三日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。  
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案  
法律案  
日本貿易振興会法案  
(議案通知)  
一、昨二十三日参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。  
著作権法の一部を改正する法律案  
へき地教育振興法の一部を改正する法律案  
一、昨二十三日次の内閣提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。  
義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案  
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案  
電波法の一部を改正する法律案  
一、昨二十三日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。  
二十七回国会において本院で廃案審査をした次の議案は委員会において  
議決を要しないものと決した旨参議院に通知した。

最低賃金法案（和田博雄君外十六名提出）  
家内労働法案（和田博雄君外十六名提出）  
（議書通知書受領）  
、昨二十三日參議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。  
醫師等の免許及び試験の特例に関する法律の一部を改正する法律案  
農業又は水産に係る産業教育に従事する國立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律案  
、昨二十三日參議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。  
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案  
臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律案  
日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案  
首都圈市街地開発区域整備法案  
盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案  
青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律案  
公衆電気通信法の一部を改正する法律案  
中小企業信用保険公庫法案  
電話加入権質に関する臨時特例法案  
、昨二十三日參議院において、次の内閣提出案を承諾した旨の通知書を受領した。

昭和三十一年度一般会計予算  
昭和三十一年度特別会計予算  
備費使用総調書(その2)  
昭和三十一年度特別会計予算  
備費使用総調書(その2)  
昭和三十一年度特別会計予算  
算総則第十条に基く使用総  
調書  
昭和三十一年度特別会計予  
算総則第十一条に基く使用  
総調書  
昭和三十二年度一般会計予  
備費使用総調書(その1)  
昭和三十二年度特別会計予  
備費使用総調書(その1)  
昭和三十二年度特別会計予  
算総則第十三条に基く使用  
法律案  
、昨二十三日參議院から、本院の回  
付した次の内閣提出案は、同院にお  
いて本院の修正に同意した旨の通知  
書を受領した。  
通商産業省設置法の一部を改正する  
法律案  
(議案撤回通知書受領)  
、昨二十三日參議院から、三月十八  
日予備審査のため送付された次の議  
案は、提出者から撤回の申出があ  
り、委員会において、これを許可し  
た旨の通知書を受領した。  
労働基準法等の一部を改正する法律  
案(藤田藤太郎君外六名提出)  
、昨二十三日參議院から、三月十八  
日予備審査のため送付された次の議  
案は、提出者から撤回の申出があ  
り、委員会において、これを許可し  
た旨の通知書を受領した。  
けい肺及び外傷性せき臓障害に関する特別保護法の一部を改正する法律  
案(大矢正君外六名提出)